

内閣告示第二号

H e a r t s o f I r o n IVにおけるバージョンアップに伴う各種混乱並びに不備等によって我が国の名誉を損じたとして、国家や企業に対する制裁に関する法律（令和元年第二号法律）第三条及び第七条に基づき、制裁対象を次のとおり指定する。

内閣総理大臣

トミー長官

一 スウェーデン王国

種別	期間
乙種経済制裁	令和元年十一月十四日から令和元年十二月三十一日まで
通商の禁止	

二 P a r a d o x I n t e r a c t i v e 社

種別	期間
乙種経済制裁	令和元年十一月十四日から令和元年十二月三十一日まで
通商の禁止	